



佐賀県公報

平成20年
3月26日
(水曜日)
第13035号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

規 則

◎佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
(八・まちづくり推進課) 一

◎佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (九・ ") 一

告 示

◎介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (一三六・長寿社会課) 二
◎介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (一三七・ ") 二

◎佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定の一部改正 (一三八・まちづくり推進課) 二

公 告

◎特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課) 七
◎建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 八

公布された規則のあらまし

◎佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第九号)

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成二〇年四月一日とすることとした。

◎佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一〇号)

1 武雄市の区域において、佐賀県屋外広告物条例第五条の規定により、武雄市長の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書二通に添付書類を

添えて、武雄市長に申請しなければならないこととした。(第二条関係)
2 その他所要の改正を行うこととした。
3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第八号

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成十九年佐賀県条例第二十二号)の施行期日は、平成二十年四月一日とする。

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第九号

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「佐賀市」を「武雄市」に改め、同条第二項中「佐賀市長」を「武雄市長」に改める。

第四条中「佐賀市長」を「武雄市長」に改める。

第六条第一項中「第十条」を「第十一条」に改める。

第七条の二中「佐賀市役所」を「武雄市役所」に改める。

第七条の六中「佐賀市長」を「武雄市長」に改める。
 第十七条中「佐賀市の」を「武雄市の」に、「佐賀市民」を「武雄市民」に改める。

第十八条中「佐賀市長」を「武雄市長」に改める。

第十九条第一項中「佐賀市長」を「武雄市長」に改め、同条第二項中「佐賀市長」を「武雄市長」に、「佐賀市役所」を「武雄市役所」に改める。

第二十条第四項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第二項、第二十五条及び第二十六条中「佐賀市長」を「武雄市長」に改める。

第一号様式中「~~佐賀市~~」を「武雄市」に、「~~佐賀市~~」を「武雄市」に改める。

第四号の二様式中「~~佐賀市~~」を削る。

第五号様式及び第六号様式中「~~佐賀市~~」を「武雄市」に、「~~佐賀市~~」を「武雄市」に改める。

第七号様式中「~~佐賀市~~」を「武雄市」に改める。

第十号様式中「~~佐賀市~~」を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十年三月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
福祉用具貸与	株式会社エヌエスディ	伊万里市伊万里町甲三〇四番地	平成二〇・二・二九

●佐賀県告示第百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成二十年三月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
医療法人江頭外科内科 胃腸科	佐賀市大和町大字尼寺二九〇七番地一	平成二〇・一・一

●佐賀県告示第百三十八号

佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定（昭和五十八年佐賀県告示第百六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

第一号の表中

重要文化財	与賀神社楼門一棟 及び石橋二基	佐賀市与賀町
重要文化財	与賀神社楼門一棟 及び石橋二基	佐賀市与賀町

に、

を

第二号の表中

”	佐賀県天然記念物	”	”
与賀神社の楠一株	佐嘉城址の楠	実相院仁王門一棟	旧三菱合資会社唐津支店本館一棟
佐賀市与賀町	佐賀市内一丁目、城内二丁目、水ヶ江二丁目及び松原二丁目	佐賀市大和町大字川上	唐津市海岸通り

”	佐賀県重要文化財
星巖寺楼門一棟	櫛田宮石造肥前鳥居一基
小城市小城町畑田	神崎市神埼町神埼

”	”	”	”	”	”	佐賀県重要文化財
武雄温泉楼門一棟	鳥居	星巖寺楼門一棟	本庄神社石造肥前鳥居一基	櫛田宮石造肥前鳥居一基	香椎神社四脚門一棟	
武雄市武雄町	佐賀市諸富町大字大堂	小城市小城町畑田	佐賀市本庄町	神崎市神埼町神埼	佐賀市久保田町大字徳万	

史跡	多入聖廟	多入市多入町
史跡	大隈重信旧宅	佐賀市水ヶ江二丁目

”	多入聖廟	多入市多入町
”	大隈重信旧宅	佐賀市水ヶ江二丁目

を

に、

を

に改める。

を

”	”	県道
佐賀空港線	佐賀停車場線	西与賀佐賀線
”	全区間	佐賀市本庄町県道東与賀佐賀線との交点から終点まで

一般国道	二〇四号	唐津市東町起点から同市西城内唐津市役所前まで
------	------	------------------------

”	”	”	”	一般国道	三四号	佐賀市高木瀬町佐賀警察署前から同市日の出二丁目市道総合運動場西線との交点まで					
”	二六四号	起点から佐賀市巨勢町県道佐賀脊振線との交点まで	”	二六三号	佐賀市大和町九州横断自動車道との交点から終点まで(旧道の区間を除く。)	”	二〇七号	起点から佐賀市八戸二丁目新高橋東側まで	”	二〇四号	唐津市東町起点から同市西城内唐津市役所前まで

第六号の表中

第四号の表の高速自動車国道の九州横断自動車道の項の区間の欄中「」を「(佐賀市の区間を除く。)」に改め、同表の一般国道の西九州自動車道(武雄佐世保道路)の項中「」を「県内の区間」に改める。

第五号中「都市公園の区域」の下に「(佐賀市の区域を除く。)」を加える。

”	旧三菱合資会社唐津支店本館一棟	唐津市海岸通り
---	-----------------	---------

に改める。

を

に、

を

表の県道の吉田鶴線の項中「全区間」を「」に改め、同表中

「
坊主町海水浴場線
起点から唐津市坊主町県道妙見満島線との交点まで

唐津市道
東唐津久里線
全区間

唐津市道	「	佐賀市道
東唐津久里線	城内中島線	三溝線
「	「	全区間

「	「	「
武雄温泉線	武雄伊万里線	妙見満島線
全区間	県道武雄温泉線との交点から県道武雄塩田線との交点まで	唐津市坊主町市立大成小学校前から終点まで

「	「	「
妙見満島線	「	東与賀佐賀線
唐津市坊主町市立大成小学校前から終点まで	ら終点まで	佐賀市川原町国道二〇八号との交点から同町県道西与賀佐賀線との交点まで

県道
肥前神埼停車場線
全区間

「
肥前神埼停車場線
「

を

に、

を

に改め、同

を

に、

「
二〇七号
杵島郡江北町国道三四号との交点から同町道東分祖子分線との交点まで

「	「
「	二〇七号
同町道東分祖子分線との交点まで	起点から佐賀市久保田町久保田警察官駐在所前まで

「
「
神崎市神埼町駅ケ里橋西側から同町神埼橋東側まで

「	「
「	「
島町鍋島二号歩道橋東側まで	神崎市と佐賀市との境界から佐賀市鍋島町鍋島二号歩道橋東側まで

武雄市道	「
内町線	坊主町海水浴場線
寺線との交点まで	起点から唐津市坊主町県道妙見満島線との交点まで

に、

を

に、

を

に改める。

第六号の二中「以内の区域」の下に「(佐賀市の区域を除く。)」を加える。
 第七号中「市町村道の区間」を「市町道の区間(佐賀市の区間を除く。)」に改める。
 第八号イの表の高速自動車国道の九州横断自動車道の項の区間の欄中「」を「(佐賀市の区間を除く。)」に改め、同表の一般国道の西九州自動車道(武雄佐世保道路)の項中「」を「県内の区間」に改め、同号口の表中

”	”	”
西与賀佐賀線	武雄伊万里線	佐賀脊振線
点から終点まで	佐賀市本庄町県道東与賀佐賀線との交点から同町分岐点まで	佐賀市武雄町国道三四号との交点から同町県道中野武雄線との交点まで

”
伊万里山内線
起点から伊万里市大坪町JR筑肥線との交点まで

”	”	”
佐賀川副線	佐賀停車場線	伊万里山内線
四四号との交点まで	全区間	起点から伊万里市大坪町JR筑肥線との交点まで

”
”
藤津郡太良町大浦港広江臨港道路との交点から同町県道竹崎上田古里線との交点まで

”	”	”	”	”
二六四号	”	二六三号	二〇八号	”
起点から佐賀市巨勢町巨勢橋西側まで	間に限る。	佐賀市高木瀬町市道蛸久平尾線との交点から同町分岐点まで(バイパスの区間に限る。)	佐賀市大和町久池井橋南側から終点まで	藤津郡太良町大浦港広江臨港道路との交点から同町県道竹崎上田古里線との交点まで

を

に、

を

に、

を

”	”
佐賀環状東線	武雄塩田線
全区間	武雄市朝日町県道武雄多久線との分岐点から同町武雄町国道三四号との交点まで

”
大木有田線
西松浦郡有田町道原宿南川良線との交点から同町県道上有田停車場線との交点まで

”	”
薬師丸佐賀停車場線	大木有田線
佐賀市大財五丁目県道佐賀川副線との交点から終点まで	西松浦郡有田町道原宿南川良線との交点から同町県道上有田停車場線との交点まで

”
半田鬼塚線
唐津市中原西九州自動車道(唐津道路)唐津インターチェンジとの交点から終点まで

”	”	”	”
松尾佐賀停車場線	”	東与賀佐賀線	半田鬼塚線
佐賀市神野東一丁目国道二六四号との分岐点から終点まで	佐賀市川原町国道二〇七号との交点から終点まで	佐賀市本庄町国道二〇八号との交点から同町県道西与賀佐賀線との交点まで	唐津市中原西九州自動車道(唐津道路)唐津インターチェンジとの交点から終点まで

”
武雄伊万里線
武雄市武雄町国道三四号との交点から同町県道中野武雄線との交点まで

を

に、

を

に、

を

に、

号ハの表の一般国道の三四号の項の区間の欄中「」を「県内の区間(佐賀市の区間を除く。)(のうち口の道路の区間を除く区間)」に改め、同表の一般国道の二〇七号の項中「佐賀市久保田町久保田警察官駐在所から小城市国道三四号

''	武雄白石線	起点から武雄市武雄町第一杉橋北側まで
----	-------	--------------------

''	角目増田線	佐賀市鍋島町国道三四号との交点から同町市道植木増田線との交点まで
''	城内中島線	''
''	線	''
''	駅前中央一号	''
''	三溝線	全区間
''	新家線	佐賀市神野東二丁目市道草場幹線との交点から同市駅前中央二丁目市道大財新家線との交点まで
''	草場幹線	''
''	線	''
''	水ヶ江町新郷	全区間
''	東高木線	佐賀市高木瀬町国道三四号との交点から終点まで
''	大財神野町線	全区間
佐賀市道	大財新家線	起点から佐賀市駅前中央二丁目市道新家線との交点まで
''	武雄白石線	起点から武雄市武雄町第一杉橋北側まで

''	武雄塩田線	武雄市朝日町県道武雄多久線との分岐点から同市武雄町国道三四号との交点まで
----	-------	--------------------------------------

に改め、同

を

に、

との交点まで」を「小城市国道三四号との交点から小城市と佐賀市との境界まで」に改め、同表中

''	二六三号	佐賀市大和町国道三二三号との交点から同町久池井橋南側まで
''	''	バイパスの区間の佐賀市大和町国道二六三号との交点から同市高木瀬町市道蛸久平尾線との交点まで
''	二六四号	佐賀市巨勢町巨勢橋西側から県界まで

を

''	二六四号	佐賀市と神埼市との境界から県界まで
----	------	-------------------

に改め、同

表の一般国道の四九八号の項中「橘町県道武雄塩田線」を「朝日町県道北方朝日線」に改め、同表中

''	''	武雄市橘町県道武雄福富線(バイパス区間)との交点から県道武雄多久線との交点まで
''	''	伊万里市二里町国道二〇二号との交点から県界まで(旧道区間を除く)

を

''	''	伊万里市二里町国道二〇二号との交点から県界まで(旧道区間を除く。)
----	----	-----------------------------------

に改め、同

表の県道の伊万里山内線の項中「武雄市山内町大字大野県道梅野有田線との分岐点から同町」を「伊万里市と武雄市との境界から武雄市山内町大字三間坂」に、「除く」を「除く。」に改め、同表中

''	嬉野塩田線	全区間
''	佐賀川副線	佐賀市川副町大字鹿江国道四四四号との交点から終点まで

を

表の県道の武雄福富線の項中「除く」を「除く。」に改め、同表中

嬉野塩田線 全区間 に改め、同

"	肥前呼子線	唐津市県道鎮西唐津線との交点から終点まで
"	佐賀外環状線	佐賀市久保田町国道二〇七号との分岐点から小城市国道三四号との交点まで
"	佐賀空港線	全区間

を

"	肥前呼子線	唐津市県道鎮西唐津線との交点から終点まで
---	-------	----------------------

に、

"	武雄白石線	武雄市武雄町第一杉橋北側から同町大字永島字五本松県道武雄塩田線との交点まで
---	-------	---------------------------------------

を

"	武雄白石線	武雄市武雄町第一杉橋北側から同町大字永島字五本松県道武雄塩田線との交点まで
"	"	武雄市橘町大字片白国道四九八号との交点から同市武雄町大字永島県道武雄塩田線との交点まで
"	梅野有田線	武雄市と有田町との境界から武雄市内町大字宮野県道伊万里山内線との交点まで

に、

武雄市道	笹橋野間線	武雄市武雄町市道四十九重線との交点から終点まで
------	-------	-------------------------

を

武雄市道	笹橋野間線	武雄市武雄町市道四十九重線との交点
------	-------	-------------------

に改め、同

宮野線	全区間	から終点まで
平原梅林線	"	"
溝の上線	武雄市武雄町大字永島県道武雄塩田線との交点から市道湯元線の交点まで	"
池ノ内線	全区間	"
保養村線	"	"

号二中「区間」を「区間(2及び4については、佐賀市の区間を除く。)」に改める。

第九号中1を削り、2から8までを1から7までとする。

第十一号中「第六条第四号」を「第六条第一項第四号」に改める。

第十二号中「第六条第八号」を「第六条第一項第八号」に改める。

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成20年5月14日までにさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成20年3月26日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日

平成20年3月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人子ども劇場佐賀県センター

(2) 代表者の氏名 下平 昭美

- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県佐賀市多布施四丁目1番12号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、佐賀県内の大人や子どもたちに対して、文化活動、社会活動に関する事業を行い、子どもたちが豊かに育つ地域、生活圏づくりに寄与することを目的とする。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年3月26日

佐賀県知事 古川 康

指定 番号	指 定 位 置	指 定 年月日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
31	神埼郡吉野ヶ里町大曲字長谷 3162番66及び神崎市神埼町志 波屋字五ノ坪621番74	平成20年 3月17日	6.00	34.45

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月二十六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷